

令和 2 第 3 回川本町議会定例会会議録  
(最終日) 令和 2 年 9 月 1 7 日 午前 9 時 3 0 分開議

議 長	おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
々	去る 1 1 日に開会されました第 3 回定例会も、本日最終日となりました。連日、皆様方には熱心にご審議をいただき、ありがとうございます。ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
々	日程第 1、「委員長報告」を議題といたします。 決算特別委員会委員長から「審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告をしていただきます。決算特別委員会委員長の報告をお願いいたします。6 番石川決算特別委員会委員長。
石川決算特別委員会委員長	令和 2 年 9 月 1 7 日。 川本町議会議長、飯 田 武 則 殿。 決算特別委員会委員長、石 川 達 也。 委員会審査報告書。 本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第 7 6 条の規定により報告します。 記。
々	議案番号、「議案第 5 4 号」、付託事件名、「令和元年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」。審査結果、「原案認定」。
々	「議案第 5 5 号、令和元年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。
々	「議案第 5 6 号、令和元年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。
々	「議案第 5 7 号、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。

石川決算特別委員会委員長  
議長 「議案第58号、令和元年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。

以上で、決算特別委員会委員長の報告を終わります。

々 それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。  
委員長報告の決算認定審査5議案に対する質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 それでは、ただいま報告のありました全議案につきまして、これより討論及び採決を行います。

々 まず、「議案第54号、令和元年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第54号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第54号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々 続いて、「議案第55号、令和元年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第55号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

議 長 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第55号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々 続いて、「議案第56号、令和元年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第56号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第56号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々 続いて、「議案第57号、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第57号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第57号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々 続いて、「議案第58号、令和元年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議 長	これより採決に入ります。
々	この採決は、「挙手」により行います。 「議案第58号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。 この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。 挙手「全員」であります。
々	よって、「議案第58号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
々	それでは続いて、総務教民常任委員長から「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。 6番石川総務教民常任委員長。
石川総務教 民常任委員 長	令和2年9月17日。 川本町議会議長、飯田武則殿。 総務教民常任委員会委員長、石川達也。 陳情審査結果報告書。 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。 記。1、受理番号、陳情第1号。件名、「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書。 付託年月日、令和2年9月11日。審査年月日、令和2年9月11日。審査の結果、「採択とすべきもの」。
々	2、受理番号、陳情第2号。件名、「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出する事を求める陳情。 付託年月日、令和2年9月11日。審査年月日、令和2年9月11日。審査の結果、「採択とすべきもの」。
議 長	以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。
々	それでは、「陳情第1号」に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 （「ありません」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
々	これより討論に入ります。討論はありませんか。 （「ありません」の声あり）

- 議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 　　これより採決に入ります。  
　　この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「陳情第1号、「少人数学級制度の拡充を求める意見書」を国に提出することを求める陳情書」に対する、委員長報告は「採択とすべきもの」であります。
- この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
- 々 　　挙手「多数」であります。
- 々 　　よって、「陳情第1号」は委員長報告のとおり、「採択」とすることに「決定」いたしました。
- 々 　　次に、「陳情第2号」に対する質疑を行います。  
　　質疑はありませんか。  
　　（「ありません」の声あり）  
　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 　　これより討論に入ります。討論はありませんか。  
　　（「ありません」の声あり）  
　　討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 　　これより採決に入ります。  
　　この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「陳情第2号、「現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書」を県に提出する事を求める陳情に対する、委員長報告は「採択とすべきもの」であります。
- この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
- 々 　　挙手「多数」であります。
- 々 　　よって、「陳情第2号」は委員長報告のとおり、「採択」とすることに「決定」いたしました。

- 議 長 次に、日程第2、「議案第49号、川本町議会議員及び川本町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」を議題といたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第49号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第49号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 それでは、日程第3、「議案第50号、令和2年度川本町一般会計補正予算（第6号）」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第50号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第50号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第4、「議案第51号、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第51号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第51号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第5、「議案第52号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

- 議 長           これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第52号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第52号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第6、「議案第53号、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第53号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「議案第53号」は原案のとおり、「決定」いたしました。
- 々               それでは、日程第7、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」の件を議題といたします。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「諮問第1号」について、推薦に「同意」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々               よって「諮問第1号」について、推薦に「同意」することに「決定」いたしました。
- 々               次に、日程第8、「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について」の件を議題といたします。

- 議 長            これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々                これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「諮問第2号」について、推薦に「同意」することに、賛成の皆さんの挙手  
                  を求めます。  
                  挙手「全員」であります。
- 々                よって「諮問第2号」について、推薦に「同意」することに「決定」いた  
                  しました。
- 々                次に、日程第9、「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について」の  
                  件を議題といたします。
- 々                これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々                これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「諮問第3号」について、推薦に「同意」することに、賛成の皆さんの挙手  
                  を求めます。
- 々                挙手「全員」であります。
- 々                よって「諮問第3号」について、推薦に「同意」することに「決定」いた  
                  しました。
- 々                それでは、日程第10、「発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響  
                  に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書の提出に  
                  ついて」を議題といたします。
- 々                提案者から提案理由の説明を求めます。8番片岡議員。
- 8番  
片岡議員        「発議第1号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪  
                  化に対し地方財源の確保を求める意見書の提出について」。  
                  上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出  
                  します。  
                  令和2年9月17日提出  
                  提出者、川本町議会議員、片岡通泰。賛成者、川本町議会議員、植田昌平。



8 番  
片岡議員

川本町議会議員、石川達也。川本町議会議員、木村慶五。川本町議会議員、  
本山修二。川本町議会議員、圓山智恵美。川本町議会議員、中平茂明。川本  
町議会議員、香取亜希。

々

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪  
化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的  
影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、  
地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。  
地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、  
地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への  
対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方  
財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地  
方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、  
強く要望する。

記。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税  
等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対  
策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるととも  
に、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調  
整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和 2 年度の地方税収が大幅に減少することが予想され  
ることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填  
債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対  
応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構  
築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積  
極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有  
効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であ  
り、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、  
断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急  
経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等によ  
り対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来  
をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 17 日。島根県川本町議会。

提出先については、割愛します。

- 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「発議第1号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
々 挙手「全員」であります。
- 々 よって、「発議第1号」は、原案のとおり「決定」いたしました。
- 々 それでは、日程第11、「発議第2号、国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書の提出について」を議題といたします。
- 々 「発議第2号、国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書の提出について」。  
上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出します。  
令和2年9月17日提出。  
提出者、川本町議会議員、片岡通泰。賛成者、川本町議会議員、植田昌平。川本町議会議員、石川達也。川本町議会議員、木村慶五。川本町議会議員、本山修二。川本町議会議員、圓山智恵美。川本町議会議員、中平茂明。川本町議会議員、香取亜希。
- 々 国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書(案)。  
今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、東京など大都市部への過度な人口集中は、感染拡大のリスクを高め、甚大な経済的被害を与えるということがわかった。また、生産の海外依存度の高さが、国内サプライチェーンの脆弱性を浮き彫りにしたところである。このようなことから、地方への人口や諸機能の分散、サプライチェーンの国内回帰は論を待たないところである。一方で、近年は雨の降り方が激甚化、局地的になっており、全国各地で毎年大規模な水害が発生しており、県内でも江の川流域において、平成30年7月、今年7月とわずか2年の間に2回、浸水被害を受けた。

8番  
片岡議員

以上のことから、我が国がリスクに対応できる強靱な経済・社会構造を構築するには、まず地方において、生活・経済活動のベースとなる、また安全・安心を確保する、道路ネットワークの構築や河川改修などの社会資本の整備、近年激甚化する自然災害に対応した防災・減災対策と既存のインフラ機能を維持・回復させる老朽化対策などの喫緊の課題に、集中的に取り組むことが必要である。加えて、生産性の向上や民間投資の誘発に直結する交通基盤など社会資本の重点的な整備は、コロナ禍で落ち込む地域経済を回復させるうえで、より一層必要となる。

については、感染症の拡大防止とともに、地方創生を力強く進める前提となる社会資本整備を推進するため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。記。1、令和3年度予算において、地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保すること。

2、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、農業農村整備事業予算等については、道路ネットワークや農林水産基盤の整備、防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

3、平成30年7月豪雨に続き、わずか2年の間に2度の浸水被害を受けた江の川流域の治水事業予算を大幅に増額し、無堤防地区の治水対策を早急に進めると共に、排水ポンプ車の追加配備等内水対策も早急に進めること。

4、整備の遅れている山陰道については、国土のミッシングリンク解消のためにも、事業中区間の早期完成と未着手区間が多く残る益田～萩間の中でも「小浜～田万川間」の早期事業化を図ること。

5、令和2年度で終わる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を令和3年度以降も継続するとともに、地方負担分を軽減する措置も含め必要な予算・財源を別枠で安定的に長期にわたり確保し、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。

6、施設の老朽化に関わる点検や点検結果に基づく修繕の実施など老朽化対策の推進に必要な予算を従来の予算とは別に確保すること。また、補助対象を拡大し、確実に所要の予算を配分するとともに、地方負担分についての地方財政措置を拡充すること。

7、地方自治体が老朽化対策を進めるにあたり課題としている技術職員の不足など技術力に関し、国や地方整備局の体制を強化し、支援を図ること。

8、新型コロナウイルス感染症の流行で、大幅に停滞する地方の経済・雇用を下支えする公共事業を含めた令和2年度補正予算を措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月17日。島根県川本町議会。

提出先については、割愛させていただきます。

議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

- 議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「発議第2号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「発議第2号」は、原案のとおり「決定」いたしました。
- 々 それでは、日程第12、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を議題といたします。
- 々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまでの閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。
- 々 次に、日程第13、「議員派遣の件について」の件を議題といたします。  
お手元に配布しておりますとおり、議員派遣することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第14、「町長あいさつ」を行います。番外野坂町長。
- 番外野坂町長 令和2年第3回川本町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
今回の議会に提出しました、令和元年度の一般会計及び特別会計の決算認定、及び、令和2年度一般会計補正予算案や条例案を始めとする諸議案等につきまして、慎重な御審議の上、全て原案の通りご認定、議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。今後、予算など町行政の執行にあたりましては、審議の過程でいただきました、ご意見・ご提案を十分に踏まえまして、適切に実施してまいります。気候変動による降雨量の増大や、水害の激甚化・頻発化が懸念されている中で、再び大きな豪雨災害に見舞われたことから、今議会

番外  
野坂町長

では、今後の治水対策を中心に、多くのご質問やご指摘を頂戴したところでございます。10月12日に予定しております、県及び県議会への重点要望事項として、「治水対策の早期実現に向けた国への働きかけと、県管理河川の整備計画の実施」を盛り込むなど、今後も、あらゆる機会を通じまして、国や県への働きかけを強めてまいります。また、収束する気配の見えない、新型コロナウイルス感染症の予防と、社会経済活動の両立に向けましては、議決いただきました第3次の対策となります補正予算を速やかに投入し、町民の皆様の暮らしを守り、雇用の維持と事業の継続を支援してまいります。議会の皆様におかれましては、引き続き、一層のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。  
慎重審議を承り誠にありがとうございました。

々

これをもって、令和2年第3回川本町議会定例会を閉会をいたします。  
お疲れさまでした。

(午前10時10分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原昌邦 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員